

◎ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）

改正案

（傍線部分は改正部分）

第十三条　〔略〕

② 各児童相談所に置かれる児童福祉司の数は、各年度において第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数に一を加えた数以上の数であつて保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることを標準として、都道府県が定めるものとする。

一　当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。次号口において同じ。）を三万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

二　イに掲げる件数から口に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。イ及びロにおいて同じ。）に係る相談の全国の児童福祉司一人当たりの件数として政令で定める件数で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

イ　当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に

第十三条　〔略〕

②　児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

現行

係る相談に応じた件数

口 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として政令で定める人口一人当たりの件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

③～⑨ [略]

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②～④ [略]

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

②～④ [略]

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となつた者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、不斷の検証を行いつつ、児童相談所、福祉事務所、市町村、家庭裁判所、都道府県警察、医療機関、民間団体等の間、地方公共団体相互間、関係省庁相互間その他関係機関及び関係団体の間の連携の強化（児童相談所及び都道府県警察の間の情報の共有に関する協定の締結を含む。）、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 ～ 7
〔略〕

（通告又は送致を受けた場合の措置等）

第八条 〔略〕

現 行

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となつた者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行つた保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 ～ 7
〔略〕

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 〔略〕

〔略〕

2

児童相談所長は、第六条第一項の規定による通告を受けた児童、

児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若

しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けた児童又は

児童虐待に係る相談に応じた児童（以下この項において「通告等

に係る児童」という。）が他の児童相談所の管轄区域に居住地を移

したとき（当該通告等に係る児童に対し児童虐待が行われるおそ

れがないと認められる場合を除く。）は、厚生労働省令で定めると

ころより、当該他の児童相談所の所長に対し、当該通告等に係る

児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環

境その他児童虐待の防止等に係る当該通告等に係る児童、その保

護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を行わなければ

ならない。この場合において、当該資料又は情報の提供のうち厚

生労働省令で定めるものは、第六条第一項の規定による通告とみ

なす。

4| 前三項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは

児童相談所への送致、一時保護又は他の児童相談所の所長に対す

る資料若しくは情報の提供を行う者は、速やかにこれを行

うとする。

〔新設〕

2

〔略〕

3| 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは

児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行

うものとする。